

# 【重要なお知らせ】

## – 農業者年金制度が改正されます –

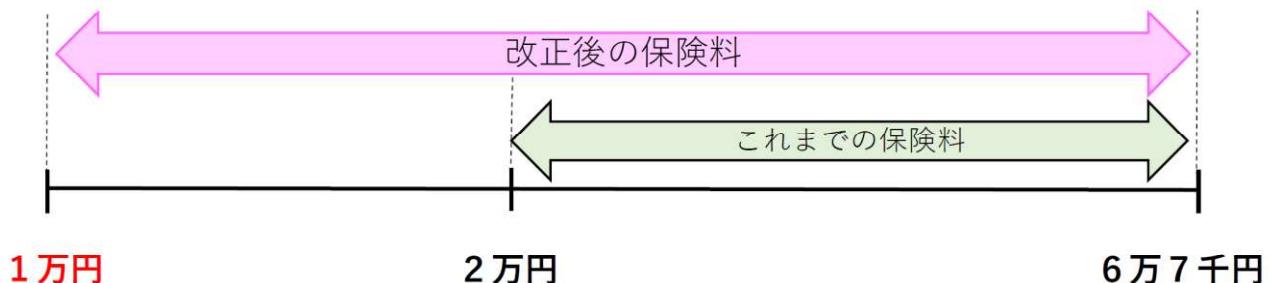
平成14年1月から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象です。

2022（令和4）年1月1日から

### 1 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方※は、  
1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。  
(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。)

#### 【35歳未満の方の通常加入の保険料（千円単位で選択できます）】



#### ※保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

### 留意事項

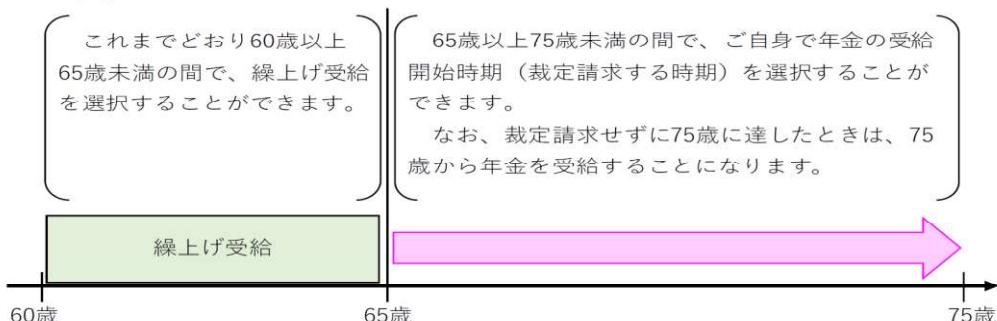
- ※ 35歳までの間、1万円から2万円まで千円単位で選択可能。
- ※ 2万円未満の保険料を選択している者が35歳になった場合または特例保険料の適用の対象となった場合には、保険料を2万円以上に変更する申出が必要。申出がない者は振り替えを停止。
- ※ すでに加入していて保険料の下限の1万円の対象となる者（2万円以上の保険料を納付している者）が2万円未満に変更することは可能。

2022（令和4）年4月1日から

## 2 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります

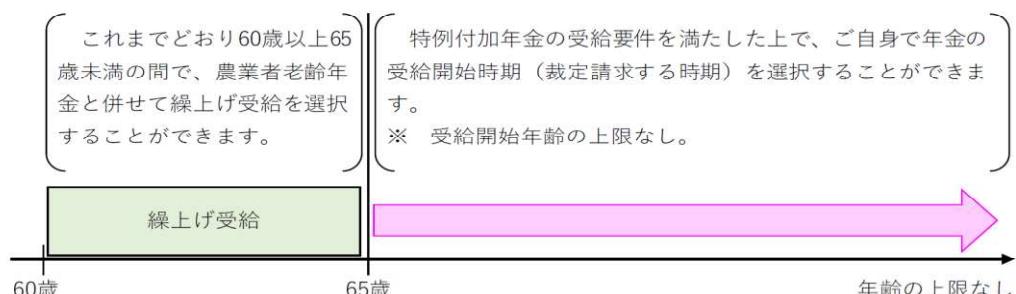
### （1）農業者老齢年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

農業者老齢年金（通常加入された方）については、**65歳以上75歳未満**の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。



### （2）特例付加年金（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

特例付加年金（政策支援加入された方）については、**特例付加年金の受給要件※を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができる**ようになります。



#### ※特例付加年金の受給要件

- 1 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- 2 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- 3 65歳以上であること

## 留意事項

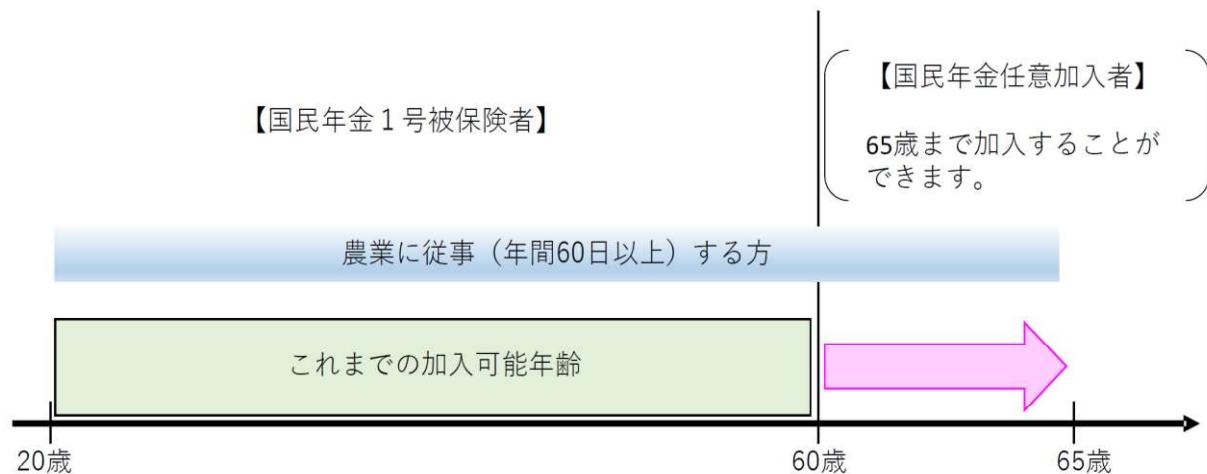
- ※ 農業者老齢年金（75歳未満の場合）と特例付加年金は裁判請求をしないと受給権が発生しない。つまり制度改正後は裁判請求によって年金額が確定（農業者老齢年金の75歳到達を除く）。
- ※ 裁判請求をしないまま亡くなった場合、遺族の方への未支給年金の支給はないが、農業者老齢年金の死亡一時金を支給。

2022（令和4）年5月1日から

### 3 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。

ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者※に限ります。



#### ※国民年金の任意加入者

国民年金の保険料納付済期間が480月(40年)に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

#### 留意事項

- ※ 国民年金と同様、被保険者は60歳の誕生日の前日に資格が喪失するため、加入手続きが必要（65歳まで資格が自動継続するものではない）。
- ※ 60歳以降に加入できるのは、通常加入のみ。